

特別簡易型 評価基準表
(8 国補神水(配)第 9 号工事)

(1) 評価値の算出方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

評価値＝技術評価点／入札価格

＝（標準点＋評価点）／入札価格

(2) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

標準点 100 点、評価点 13.5 点

(3) 評価点の算定方法

評価点は、次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した点数の合計とする。

評 価 項 目	評 価 内 容	評価基準	評価点
(1) 企業の施工能力	①工事成績	過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値〔小数点以下第 2 位四捨五入〕により評価する。	74 点以上
		評価の対象とする工事は、令和 4 年 10 月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までに竣工した神栖市発注の 130 万円以上の土木一式工事とする。	70 点以上 74 点未満
			上記以外
	②企業の施工実績	同種工事を元請けとして施工した実績により評価する。（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上） 評価の対象とする工事は、直前 10 年度間（入札日の属する年度を除く直前 10 年度間をいう。）に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする。	1.0 点
			実績なし
(2) 配置予定技術者の能力	①配置予定技術者の施工経験	同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者を含む）又は現場代理人として施工した経験により評価する。（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上） 評価の対象とする工事は、直前 10 年度間（入札日の属する年度を除く直前 10 年度間をいう。）に完成した国、地方公共団体発注の公共工事とする	HPPEφ75mm 以上の配水管布設工事を含む工事で、管路延長が 400m 以上の水道工事の実績有り
			経験なし

	②配置予定技術者の保有資格	配置予定技術者の保有する資格により評価する。 評価の対象とする資格は、入札公告日現在において保有している資格とする。	土木一式工事において監理技術者となりうる資格（1級土木施工管理技士等）を有する	2. 0点
			上記以外	0点
(3) 地域精通度	①地域内拠点の有無	本店（建設業法に基づく主たる営業所）の所在地に基づき評価する。	神栖市内に本店を有する	2. 0点
			上記以外	0点
(4) 地域貢献度	①災害協定締結の有無	入札公告日現在における神栖市と災害時の応急対策協定の締結の有無で評価する。ただし、協定内容で当該業者が一定の役割を果たすことが確認できる場合（協定書の災害対応組織図等に当該業者名の記載がある場合）とする。	協定の締結あり	3. 0点
			協定の締結なし	0点
	②地域活動（ボランティア）の実績	神栖市内における過去2ヶ年度のボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和6年度又は令和7年度において、実績のある場合で、神栖市内に所在する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 ただし、神栖市が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	実績あり	0. 5点
			実績なし	0点
	③若手または女性技術者の配置	若手または女性技術者の当該工事における現場代理人または主任技術者としての配置の有無で評価する。 評価の対象とする若手技術者は、入札公告日時点で35歳未満の若手技術者、または女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に3か月以上の雇用関係がある者とする。	当該業種の主任技術者の資格を有する若手または女性技術者を当該工事の主任技術者または現場代理人に配置有り	1. 0点
			若手または女性技術者を現場代理人に配置有り	0. 5点
			若手または女性技術者の配置無し	0点
		合 計		13. 5点